

役員及び評議員の報酬及び 費用弁償に関する規程

社会福祉法人・幸輪福祉会

社会福祉法人幸輪福祉会

役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸輪福祉会の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬とは、報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 理事長に対して、別表のとおり報酬を支給する。

2 理事、監事及び評議員は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 役員等が理事会又は評議員会に出席したときは、その都度別表に掲げる費用弁償を支給する。

(附則)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成30年 4月1日より施行する。